

株 主 各 位

大阪市中央区淡路町二丁目2番14号

株式会社不動テトラ

代表取締役社長 竹 原 有 二

第65期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第65期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成23年6月23日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成23年6月24日（金曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市中央区南船場二丁目12番22号
ハートンホテル南船場 2階
サイプレスの間
(末尾の案内略図をご参照ください。)
3. 目的事項
報 告 事 項
 1. 第65期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第65期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）計算書類の内容報告の件決 議 事 項
 - 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役5名選任の件
 - 第3号議案 監査役2名選任の件
 - 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、当社ホームページ (<http://www.fudotetra.co.jp/>) に掲載させていただきます。

事業報告

(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、海外経済の復調による輸出の持ち直しなどを背景に、企業収益は改善傾向にあるものの、長期化するデフレの影響や、雇用情勢の悪化懸念により依然として厳しい状況にありました。さらに当連結会計年度末には、東日本大震災により生産活動が停滞するなど景気の先行きの不透明感が高まることとなりました。

建設市場におきましては、民間設備投資の回復による民間需要に改善が見られたものの、公共部門の建設投資が大幅に減少するとともにその発注が例年よりも遅れたこともあって受注競争がさらに激化し、建設各社の経営環境は引き続き厳しい局面が続きました。

こうした中、当社グループは、「急激に縮小する市場環境に適応するため、利益率重視の経営へ転換する」を基本方針に、当連結会計年度を初年度とする2か年の「中期経営計画」をスタートさせました。その事業戦略は、「選別受注による土木事業の採算改善」「利益率のより高い事業への経営資源の再配分」であり、その具体的施策として、土木事業においては「受注時の採算性に関する新たなガイドラインに基づいた低利益工事の排除」、地盤改良事業においては「新工法による差別化、新市場の開拓による受注拡大と収益確保」、ブロック事業においては「新商品の拡販によるシェアの拡大」のほか、事業横断的には固定費の削減を実施してまいりました。

当連結会計年度の主な成果といたしましては、土木事業では、採算性重視の選別受注に取り組むことで新規受注案件において採算改善が進むとともに、総合評価落札方式の入札制度に注力した受注戦略により、国土交通省中部地方整備局や東日本高速道路株式会社から大型工事を受注いたしました。

地盤改良事業では、深層混合処理工法である「CI-CMC工法」が受注を堅調に伸ばし、主力工法として定着するとともに、液状化対策として空港、港湾など既設構造物直下の地盤改良などに適用可能な「SAVE-SP工法」が、国土交通省四国地方整備局の発注者指定型工法として徳島県の撫養港海岸で採用され、今後の全国展開に道筋をつけました。また、都市土木市場での受注も順調に伸びております。

ブロック事業では、実績に基づいた技術提案や総合技術研究所の施設を活用した高度な技術サービスによる営業を展開し、シェアの維持、拡大を図るべく活動してまいりました。一昨年に市場投入しました被覆ブロック「ペルメックス」に

つについては順調にそのシェアを拡大しております。また、当連結会計年度から本格的に営業を開始した新型消波ブロック「テトラネオ」については、その優れた経済性をアピールすることにより茨城県鹿島港を皮切りに、静岡県伊東宇佐美漁港、鹿児島県国道226号前之浜地区などで相次いで採用されております。

また、その他の分野において根固め工用袋材「フィルターユニットS型」が神戸港六甲アイランド地区において大規模に採用されるなど大幅に受注を伸ばしました。

しかしながら、当連結会計年度の連結業績は、公共事業の発注環境が中期経営計画で想定した以上に大きく変化し、さらには東日本大震災による発注の停滞、工事の中断等が生じたこともあり、受注高54,220百万円（前期比9.9%減）、売上高56,051百万円（前期比16.8%減）となりました。

これに伴い、当連結会計年度末の繰越受注高は39,865百万円となっております。

損益につきましては、工事採算性の改善と固定費の圧縮が進んだものの売上高の減少影響を補うことができず、営業利益は86百万円（前期比84.5%減）、経常利益は404百万円（前期比40.2%減）、当期純損失は44百万円（前期は286百万円の当期純利益）にとどまりました。

このような状況を勘案し、当連結会計年度の配当は、誠に遺憾ながら無配とさせていただきます。

事業別の概況は次のとおりです。

【土木事業】

当連結会計年度の受注高は26,674百万円（前期比14.0%減）、売上高は31,895百万円（同19.9%減）となりました。これに伴い、当連結会計年度末の繰越高は、27,598百万円となっております。

●主な受注工事

北海道新幹線、岡町高架橋工事

（発注者：独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構）

東京外環自動車道 小山高架橋北（下部工）工事

（発注者：東日本高速道路株式会社）

平成22年度伊豆縦貫大場南高架橋下部工事

（発注者：国土交通省中部地方整備局）

正保雨水幹線下水道築造工事

（発注者：名古屋市）

別府港海岸（北浜地区2）護岸築造工事

（発注者：国土交通省九州地方整備局）

●主な完成工事

平成21年度名古屋港鍋田ふ頭岸壁(-12m) 上部工事

(発注者：国土交通省中部地方整備局)

名古屋市伝馬町下水処理場建設工事

(発注者：日本下水道事業団)

平成21-22年度波介川水交番樋門新設工事

(発注者：国土交通省四国地方整備局)

八幡桃園社宅用地基盤整備(第4期) 土木水道工事

(発注者：新日本製鐵株式会社)

鹿児島3号川内川橋下部工(P1・P2) 工事

(発注者：国土交通省九州地方整備局)

【地盤改良事業】

当連結会計年度の受注高は22,689百万円(前期比3.9%減)、売上高は19,144百万円(同12.6%減)となりました。これに伴い、当連結会計年度末の繰越高は、11,896百万円となっております。

●主な受注工事

大宮西部地区 西-2-3工区外整地その他工事

(発注者：独立行政法人都市再生機構)

北九州港(響灘東地区)道路(南工区)工事(地盤改良工)

(発注者：国土交通省九州地方整備局)

八代港(外港地区)岸壁(-14m)改良(矢板前面部)工事

(事業主体：国土交通省九州地方整備局)

名瀬港改修(防災安全対策)工事(21-3工区)

(事業主体：鹿児島県)

●主な完成工事

川越火力発電所No.5.6LNGタンク設置の内地盤強化他工事

(発注者：中部電力株式会社)

神戸空港島地盤改良工事

(発注者：神戸市)

【ブロック事業 その他】

当連結会計年度の受注高は4,857百万円(前期比12.9%減)、売上高は5,011百万円(同12.0%減)となりました。これに伴い、当連結会計年度末の繰越高は、371百万円となっております。

● 主な受注案件

網走港ブロック製作工事関連

(事業主体：国土交通省北海道開発局)

国道226号前之浜地区消波工事関連

(事業主体：国土交通省九州地方整備局)

和泊港改修工事関連

(事業主体：鹿児島県)

総合沿岸防災実験施設水槽隔壁その他工事関連

(事業主体：独立行政法人港湾空港技術研究所)

神戸港六甲アイランド地区フィルターユニット販売関連

(事業主体：国土交通省近畿地方整備局)

(単位：百万円)

区 分	前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
土 木 事 業	32,820	26,674	31,895	27,598
地盤改良事業	8,351	22,689	19,144	11,896
ブロック事業 そ の 他	525	4,857	5,011	371
合 計	41,696	54,220	56,051	39,865

2. 設備投資の状況

特に記載すべきものではありません。

3. 資金調達の状況

該当事項はありません。

4. 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

5. 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

6. 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

7. 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

8. 対処すべき課題

今後のわが国経済の見通しにつきましては、東日本大震災の影響が続くことが懸念されるなど、依然として厳しい状況となっております。

建設市場におきましては、東日本大震災にかかる復旧・復興事業に官民とも需要の拡大が見込まれるものの、被災地域での需要の拡大が、全国的には労働力をはじめ建設資材等のコストの上昇を招くことが懸念されます。また、中長期的な視点では、公共事業の削減は避けられず、受注競争が厳しさを増すものと想定されます。

当社グループといたしましては、このような状況を踏まえ、中期経営計画(2010～2011年)の最終年度の数値計画を連結売上高600億円、連結経常利益17億円、連結当期純利益14億円と改め、株主様を中心としたステークホルダーの皆様からより一層の信頼を得るべく、この達成に向け全力で取り組んでまいります。

具体的な活動としましては、まず、組織面においては、責任と権限を明確化することで各事業の活性化を図ることを目的に本年4月1日の組織変更により「建設本部」を廃止し、「土木事業本部」と「地盤事業本部」とし、「ブロック環境事業本部」と併せた3事業本部制としてスタートいたしました。

これら3事業のうち、土木事業におきましては、引き続き低採算工事の受注を排除し工事の採算性の改善に努め、収益力の強化を図ってまいります。

地盤改良事業におきましては、技術力、提案力を活かした重点案件の確実な受注、都市土木市場、建築市場へのアプローチの一層の強化や施工機械の効率化等により、収益の確保と利益率の向上に努めてまいります。また、ベトナム、米国での地盤改良の実績や経験を活かし、海外市場においてさらなる受注の獲得を目指してまいります。

また、ブロック事業におきましては、水理実験施設を有する総合技術研究所を活用した迅速でハイレベルな技術サービスの提供による営業力の強化により受注拡大を図ることに加え、引き続き新型ブロックを市場に定着させることによりシェアの拡大と新たな市場の開拓に努めてまいります。

これらの取り組みに加え、引き続き、原価の低減や固定費の削減などの諸施策を確実に進めてまいります。

なお、東日本大震災への対応としましては、当社グループの得意とする防災にかかわる技術力を活かして震災直後より復旧活動に取り組んできており、今後の復旧・復興事業においても、これまでの「災害に強い国土づくり」で培った独自の技術やノウハウを活かし、引き続き、積極的に貢献してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも何卒格別のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

9. 財産および損益の状況の推移

区 分	第 62 期 平成20年 3 月期	第 63 期 平成21年 3 月期	第 64 期 平成22年 3 月期	第 65 期 平成23年 3 月期
受 注 高 (百万円)	72,274	72,744	60,190	54,220
売 上 高 (百万円)	72,677	71,937	67,405	56,051
経 常 利 益 (百万円)	△4,287	△5,346	676	404
当 期 純 利 益 (百万円)	△5,275	△6,394	286	△44
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	△32.07	△38.87	1.74	△0.27
総 資 産 (百万円)	55,188	48,558	45,650	43,878

- (注) 1. 平成18年10月1日の不動建設株式会社と株式会社テトラの合併時ののれん (15,974百万円) を第61期下期から第63期にかけて償却したことにより、第62期および第63期の経常利益、当期純利益、1株当たり当期純利益および総資産が減少しております。
2. 第65期(当連結会計年度)の業績につきましては、前記「事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。

10. 重要な親会社および子会社の状況 (平成23年 3 月31日現在)

(1) 親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 三 柱	250百万円	100.0%	消波・根固ブロック製作用型枠の賃貸
Fudo Construction Incorporated	2百万米ドル	100.0%	米国での地盤改良事業
株式会社ソイルテクニカ	150百万円	100.0%	基礎地盤改良工事の設計および施工ならびにコンサルタント業
東亜土木株式会社	50百万円	100.0%	消波・根固ブロック製作用型枠の賃貸
福祉商事株式会社	30百万円	88.3%	建設資機材・環境用設備の販売および保険代理業ならびにリース業
高橋秋和建设株式会社	60百万円	66.7%	建設工事の設計施工

- (注) 当社の連結子会社は上記(2)子会社の状況に記載している6社であり、持分法適用の関連会社は2社であります。

11. 主要な事業内容

当社グループは、土木事業、地盤改良事業およびブロック事業を主な事業とし、これらに関連する事業も行っております。

12. 主要な営業所等 (平成23年3月31日現在)

(1) 当社

大阪本社	大阪市中央区淡路町二丁目2番14号		
東京本社	東京都中央区日本橋小網町7番2号		
本・支店	東京本店 (東京都中央区)	大阪本店 (大阪市)	
	北海道支店 (札幌市)	東北支店 (仙台市)	
	北関東支店 (さいたま市)	千葉支店 (千葉市)	
	横浜支店 (横浜市)	北陸支店 (新潟市)	
	中部支店 (名古屋市)	中国支店 (広島市)	
	四国支店 (高松市)	九州支店 (福岡市)	

営業所
および
事務所
研究所

全国22箇所
総合技術研究所 (茨城県土浦市)

(2) 子会社

株式会社三柱	(本社 東京都江東区)
Fudo Construction Incorporated	(本社 米国カリフォルニア州サンマテオ)
株式会社ソイルテクニカ	(本社 東京都中央区)
東亜土木株式会社	(本社 東京都中央区)
福祉商事株式会社	(本社 東京都台東区)
高橋秋和建设株式会社	(本社 秋田県由利本荘市)

13. 従業員の状況 (平成23年3月31日現在)

企業集団

従業員数	前期末比増減
883人	105人減

当社

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
729人	87人減	46.8歳	21.4年

(注) 従業員数の減少の主な要因は、希望退職者の募集を行ったことによるものです。

14. 主要な借入先 (平成23年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱東京UFJ銀行	6,250百万円

15. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

II. 会社の株式に関する事項（平成23年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 272,559,104株
- (2) 発行済株式の総数 164,486,037株（自己株式17,539,191株を除く）
- (3) 株 主 数 28,644名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持株比率
新 日 本 製 鐵 株 式 会 社	23,063千株	14.0%
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	7,105千株	4.3%
日 鉄 鉱 業 株 式 会 社	3,409千株	2.1%
株 式 会 社 三 菱 東 京 UFJ 銀 行	3,261千株	2.0%
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	1,898千株	1.2%
不 動 テ ト ラ 社 員 持 株 会	1,613千株	1.0%
東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 株 式 会 社	1,612千株	1.0%
川 端 泰 雅	1,300千株	0.8%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口6）	1,076千株	0.7%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口3）	1,070千株	0.7%

(注) 持株比率は自己株式を控除し計算しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

III. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末日における新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

IV. 会社役員に関する事項（平成23年3月31日現在）

1. 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	竹 原 有 二	建設本部長
取 締 役 (執行役員副社長)	小 川 明	管理本部長
取 締 役 (常務執行役員)	森 田 英 彦	内部統制担当 兼 安全環境本部長
取 締 役 (常務執行役員)	松 岡 道 男	ブロック環境事業本部長
取 締 役	高 橋 昭 夫	相談役
監 査 役	吉 川 文 夫	常勤
監 査 役	伊 藤 清	常勤
監 査 役	浅 田 永 治	
監 査 役	植 村 公 彦	

- (注) 1. 監査役 浅田永治および植村公彦の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
2. 監査役 吉川文夫氏は、他社経理部門での業務経験や当社財務担当役員の実験を有しております。また、監査役 浅田永治氏は、公認会計士の資格を有しており、監査役 植村公彦氏は、弁護士の資格を有しております。
3. 監査役 浅田永治および植村公彦の両氏の重要な兼職の状況は、後記3. 社外役員に関する事項に記載しております。
4. 監査役 浅田永治氏を、株式会社東京証券取引所および株式会社大阪証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
5. 当事業年度中の取締役および監査役の変動は、次のとおりです。
- ① 新任
平成22年6月25日開催の第64期定時株主総会において、新たに、松岡道男氏が取締役に選任されるとともに、吉川文夫氏が監査役に選任され、それぞれ就任いたしました。
- ② 退任
平成22年6月25日開催の第64期定時株主総会終結の時をもって、取締役 吉川文夫氏および佐藤道男氏が任期満了により退任し、また、監査役 加藤陽一氏が、辞任により退任いたしました。
- ③ 地位および担当の変更

氏 名	地位および担当		異動年月日
	変更後	変更前	
竹 原 有 二	代表取締役社長	取締役（執行役員副社長）	平成22年6月25日
	建設本部長	内部統制担当 兼 技術開発担当 兼 安全環境本部管掌	
小 川 明	取締役（執行役員副社長）	取締役（専務執行役員）	
	管理本部長	大阪地区社長業務代行	
森 田 英 彦	取締役（常務執行役員）	取締役（常務執行役員）	
	内部統制担当 兼 安全環境本部長	建設本部長	

氏名	地位および担当		異動年月日
	変更後	変更前	
高橋 昭夫	取締役 相談役	代表取締役社長	平成22年6月25日

6. 当事業年度末日後に生じた取締役の異動は次のとおりです。

氏名	地位および担当		異動年月日
	変更後	変更前	
竹原 有二	代表取締役社長	代表取締役社長 建設本部長	平成23年4月1日
森田 英彦	取締役（常務執行役員） 社長付	取締役（常務執行役員） 内部統制担当 兼 安全環境 本部長	

7. 当社は執行役員制度を採用しております。平成23年4月1日現在の執行役員（取締役兼務者を除く）は次のとおりです。

役位	氏名	担当業務
執行役員副社長	小林 正典	建設事業管掌
専務執行役員	藤田 郁夫	建設事業管掌
常務執行役員	上月 哲	社長付
常務執行役員	佐々木 耕二	土木事業本部長 兼 安全環境本部長
常務執行役員	奥田 眞也	地盤事業本部長
執行役員	永井 豊	建設事業管掌
執行役員	高木 伸雄	建設事業管掌
執行役員	山崎 政俊	建設事業管掌
執行役員	佐藤 弘和	社長付
執行役員	田中 享	管理本部総務人事部長
執行役員	山下 晃	管理本部企画財務部長
執行役員	中西 勉	土木事業本部副本部長
執行役員	遠藤 茂	管理本部事業戦略室長
執行役員	白川 英二	中部支店長
執行役員	木下 昇	東京本店長
執行役員	松村 雅博	大阪本店長
執行役員	半澤 稔	ブロック環境事業本部副本部長 兼 技術統轄部長 兼 総合技術研究所長
執行役員	山本 方人	社長付
執行役員	田畑 滋	地盤事業本部副本部長 兼 営業部長
執行役員	濱野 尚則	九州支店長

2. 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

取締役	7名	86,181千円
監査役	5名	35,112千円
合計	12名	121,293千円（うち社外2名10,032千円）

3. 社外役員に関する事項

地位	氏名	重要な兼職状況	重要な兼職先と当社との関係	主要取引先等特定関係事業者との関係	当事業年度における主な活動状況
監査役	浅田 永治	株式会社アールテック・ウエノ 社外監査役 住友金属工業株式会社 社外監査役	当社との間に特別な関係はありません。	—	取締役会 18回中全てに出席 監査役会 12回中全てに出席 議案の審議等に必要 な発言を適宜行 っております。
	植村 公彦	弁護士法人 御堂筋法律事務所 社員	同法人と顧問契約 を締結しております。	—	取締役会 18回中15回出席 監査役会 12回中全てに出席 議案の審議等に必要 な発言を適宜行 っております。

- (注) 1. 上記の社外役員2名は、当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項の定める最低責任限度額です。
2. 監査役浅田永治氏は、住友金属工業株式会社の社外監査役でありましたが、平成22年6月18日開催の同社第87期定時株主総会の終結の時をもって退任しております。

V. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
(1) 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等	42,500千円
(2) 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	42,500千円

- (注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておりませんので、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。

3. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると判断したときは、会計監査人を解任する方針です。また、会計監査人の職務の実施に関する体制、その他諸般の事情を考慮し、再任・不再任の決定を行う方針です。

5. 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分に関する事項

該当事項はありません。

6. 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

VI. 会社の体制および方針

1. 業務の適正を確保するための体制

当社グループは、経営の効率性と健全性を確保しつつ、「独自の技術と創意工夫で、豊かで安全な環境づくりに貢献します」という経営理念に沿って事業活動を展開することにより、継続的な企業価値の向上と当社グループの発展を目指してまいります。このため、以下のとおり内部統制システムを整備、運用し、法令遵守の徹底と業務の有効性・効率性および財務報告の信頼性の確保を図ってまいります。

また、金融商品取引法の求める財務報告に係る内部統制の有効性を確保すべく、当社グループの財務報告に係る内部統制システムを整備、運用し、これを評価してまいります。

なお、これらの方針に基づき内部統制システムの整備、運用、評価およびその継続的改善を計画的、効率的に推進するため内部統制部門を設置しております。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、会社の機関を取締役会、監査役会および会計監査人によって構成する。

取締役会は、法令、定款および取締役会規程に基づき経営上の重要事項を決定し、または各取締役から業務執行状況の報告を受けることにより、業務執行を決定し、各取締役の職務の執行を監督する。

各取締役は、法令、定款に適合するよう、取締役会の決議に基づき職務を適正に執行するとともに、他の取締役に係る職務執行の法令・定款への適合性に関し、相互に監視する。

当社の経営理念、行動指針を役職員が共有し、すべての業務運営の基準にするとともに、倫理規範、企業行動指針を遵守することにより、コンプライアンスの徹底を図る。

取締役および部門長は、これらの経営理念等に基づく経営・事業の方針を役員に周知、徹底する。また、コンプライアンス基本規程に基づき、社長を委員長とする内部統制委員会を中心に継続的に社内の法令遵守体制の整備、拡充を図る。

各部門、部署の責任者は、業務が法令、社内規程に基づき適正に行われているか常に監督し、これらの違反行為を未然に防止することに努める。内部統制部門は、業務監査等により業務上の法令違反等の重大な事項を発見した場合は、直ちに取締役および監査役に報告する。

企業倫理ヘルプラインにより、法令遵守と企業倫理に関する通報、相談を適切に受け付け処理する。

関係法令の遵守を目的として、継続的に研修会を実施し、コンプライアンスマニュアルを作成、配布するなど教育、啓蒙体制を拡充する。

また、反社会的勢力による反社会的行為の根絶に向け、関係行政機関や特殊暴力防止対策協議会等の外部専門機関および顧問弁護士と連携し、情報の共有化を図り、反社会的勢力からの不当要求に対し適切に対処できる体制の整備、運用を図る。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役会その他の経営会議体の記録、稟議書等の決裁文書、契約書その他の取締役の業務執行に関わる情報については、法令および取締役会規程、文書管理規程その他の社内規程に従い、適切に保存、管理する。重要な会社情報については、法令、証券取引所規則および内部情報管理および内部者取引規制に関する規則に従い、適時かつ適切に開示する。

情報管理基本規程に従い、情報管理に関する体制の整備、運用を図る。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理基本規程に基づき、内部統制委員会を中心にリスク管理マニュアルに従い全社でリスクマネジメント活動（リスクの抽出、評価、対策の実施）を推進する。内部統制部門が全社のリスクマネジメントの企画およびモニタリングを行い、リスクマネジメントに関する重要事項については、取締役会に報告する。

危機管理基本規程に従い、危機発生時における緊急対応など、危機管理に関する体制の整備、運用を図る。

重大災害等の経営、事業に重大な影響を与える事象が発生した場合は、緊急時の対応を定めた各種マニュアル等に従い、迅速に対応を行う。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営に関する重要な事項は、取締役会に付議するとともに、定められた一定の事項については、経営会議の審議を経て執行する。

業務執行については、業務執行体制の強化と効率化を図るため、取締役会の下に執行役員制度を設け、各執行役員の役位、担当業務を定め、業務の執行にあたらせる。執行役員を構成員とする執行役員会において、業務執行に関する情報の伝達、報告を行う。

また、組織規程、職務権限規程等により、部門長の権限と責任を明確にする。

(5) 当社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社およびグループ会社は、経営理念、行動指針、倫理規範、企業行動指針および事業戦略を共有する。

当社の内部統制システムの整備、運用の方針に従い、グループ会社の内部統制システムの整備、運用を図るとともに、関係会社管理規程に従い、グループ会社の経営を適切に管理し、モニタリングする。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

総務部門および内部統制部門の要員は、監査役の指示に従い、職務補助者として監査業務の補助を行う。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

上記補助者の人事異動、懲戒処分については、事前に監査役会の同意を得るものとする。監査役は、上記補助者の人事考課について、意見を述べるができる。

(8) 取締役および使用人が監査役に報告する体制その他監査役への報告に関する体制

取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実その他監査役と協議して定める事項について、監査役または監査役会に報告する。

取締役は、監査役監査において、業務執行の状況等の報告を行うとともに、取締役会、経営会議、執行役員会、内部統制委員会など重要な会議において、内部統制システムの機能状況を含め重要な経営事項について、監査役と情報の共有を行う。

内部統制部門は、監査役との定例打ち合わせ会を開くなど、相互の監査結果、是正の状況および監査計画の進捗状況等について、情報や意見の交換を行う。企業倫理ヘルプラインによる内部通報の状況等については、適宜、監査役に報告を行う。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役は、監査役が監査役会で作成した監査方針・監査計画に従い適切に職務が行えるよう、体制の整備に留意する。代表取締役は、監査役と定期的に懇談会を開催する等、監査役との情報や意見の交換に努める。

2. 会社の支配に関する基本方針

当社は、「会社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針」につきましては、いわゆる買収防衛策を含め、特に定めておりません。

当社といたしましては、当社株式の大量買付けに応じるか否かは、最終的には株主の皆様へ判断に委ねられるべきものであると考えております。しかし、当社は「独自の技術と創意工夫で、豊かで安全な環境づくりに貢献します」という経営理念の下、災害に強い国土づくりや地域社会づくりなど、社会資本の整備を通じて貢献し利益を確保するとともに、収益力の強化により企業価値の向上を図り、顧客、株主をはじめ関係各位の期待に応えることを経営の基本方針としておりますので、これに照らして当社の企業価値、株主共同の利益に反する者が当社の支配権の獲得を表明した場合には、当社として、法令および定款で認められる範囲内において最も適切な措置を講じる所存です。

3. 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

資本の充実による財務体質の強化と株主の皆様への利益還元を重視を基本方針としております。この基本方針を踏まえつつ財務状況や業績の進展の状況等を総合的に勘案し、決定してまいります。

(注) 本事業報告中の記載数字は、表示単位未満の端数を四捨五入しております。

連結貸借対照表

(平成23年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	百万円	(負債の部)	百万円
流動資産	29,420	流動負債	28,894
現金預金	3,969	支払手形・工事未払金等	14,852
受取手形・完成工事未収入金等	21,392	短期借入金	9,481
有価証券	20	未払法人税等	73
未成工事支出金等	553	未成工事受入金等	1,637
販売用不動産	667	完成工事補償引当金	23
材料貯蔵品	647	賞与引当金	218
未収入金	920	受注工事損失引当金	44
繰延税金資産	883	災害損失引当金	57
その他	565	その他	2,509
貸倒引当金	△196	固定負債	2,291
固定資産	14,458	リース債務	1,009
有形固定資産	5,784	退職給付引当金	1,261
建物及び構築物	2,031	その他	21
減価償却累計額	△1,549	負債合計	31,185
機械装置及び運搬具	4,911	(純資産の部)	
減価償却累計額	△4,487	株主資本	12,574
工具、器具及び備品	15,303	資本金	5,000
減価償却累計額	△14,383	資本剰余金	14,756
土地	2,691	利益剰余金	△6,931
リース資産	1,823	自己株式	△251
減価償却累計額	△557	その他の包括利益累計額	1
無形固定資産	353	その他有価証券評価差額金	△39
投資その他の資産	8,320	為替換算調整勘定	40
投資有価証券	5,235	少数株主持分	118
長期貸付金	766		
繰延税金資産	2,446	純資産合計	12,693
その他	2,090		
貸倒引当金	△2,217	負債・純資産合計	43,878
資産合計	43,878		

連結損益計算書

(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)

科 目	金	額
売 上 高	百万円	百万円
完 成 工 事 高	50,557	
兼 業 事 業 売 上 高	5,494	56,051
売 上 原 価		
完 成 工 事 原 価	45,859	
兼 業 事 業 売 上 原 価	3,155	49,014
売 上 総 利 益		
完 成 工 事 総 利 益	4,698	
兼 業 事 業 総 利 益	2,339	7,037
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		6,951
販 売 業 外 収 益		86
受 取 利 息 及 び 配 当 金	12	
特 許 実 施 収 入	49	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益 他	519	
そ の 他	71	651
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	227	
そ の 他	106	333
経 常 利 益		404
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	21	
貸 倒 引 当 金 戻 入	99	
そ の 他	14	134
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損 失	11	
持 分 変 動 損 失	82	
減 損 損 失	21	
災 害 に よ る 損 失	105	
特 別 退 職 金	230	
そ の 他	22	470
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		68
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	103	
法 人 税 等 調 整 額	0	103
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 損 失		35
少 数 株 主 利 益		9
当 期 純 損 失		44

連結株主資本等変動計算書

(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)

(百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成22年3月31日残高	5,000	14,756	△6,886	△251	12,619
当 期 純 損 失	—	—	△44	—	△44
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	△0	△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額合計	—	—	△44	△0	△44
平成23年3月31日残高	5,000	14,756	△6,931	△251	12,574

	その他の包括利益累計額			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	その他の包括 利益累計額合計		
平成22年3月31日残高	29	37	66	109	12,794
当 期 純 損 失	—	—	—	—	△44
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	—	△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△68	2	△65	9	△56
連結会計年度中の変動額合計	△68	2	△65	9	△101
平成23年3月31日残高	△39	40	1	118	12,693

連 結 注 記 表

継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況
該当事項はない。

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 6社 (株)ソイルテクニカ、Fudo Construction Inc.、高橋秋和建设(株)、(株)三柱、東亜土木(株)、福祉商事(株)

(2) 非連結子会社 1社 (株)テトラエナジーひびき

非連結子会社は、小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていない。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社

関連会社に対する投資額については、小規模会社を除き、持分法を適用している。

関 連 会 社 2社 日鉄環境エンジニアリング(株)、日特建設(株)

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社

非連結子会社 1社 (株)テトラエナジーひびき

関 連 会 社 2社 開発エンジニアリング(株)、(株)エコウッド

上記の持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外している。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

Fudo Construction Inc. の決算日は12月31日である。連結計算書類作成にあたっては同決算日現在の計算書類を使用している。ただし、1月1日から連結決算日3月31日までの期間に発生した重要な取引については連結上必要な調整を行っている。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの…連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している。）

時価のないもの…移動平均法による原価法

② たな卸資産

未成工事支出金等…個別法による原価法

販売用不動産…個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

材料貯蔵品…移動平均法及び先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）によっている。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっている。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっている。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっている。

また、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっている。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。

② 完成工事補償引当金

完成工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、将来の見積補償額を計上している。

③ 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に備えるため、支給見積額を計上している。

④ 受注工事損失引当金

受注工事の損失に備えるため、期末受注残高のうち、工事原価の発生見込額が受注金額を超過する請負工事について、その超過額が合理的に見積可能となったものについてその超過見込額を計上している。

⑤ 災害損失引当金

東日本大震災により被災した資産の復旧等に要する支出に備えるため、当連結会計年度末における見積額を計上している。

⑥ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

過去勤務債務は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理している。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9～14年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理している。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

完成工事高の計上は、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用している。

なお、工事進行基準によった完成工事高は42,561百万円である。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、5年間の均等償却を行うこととしている。

(6) その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理は、税抜方式によっている。

5. 会計方針の変更

（資産除去債務に関する会計基準等の適用）

当連結会計年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用している。

これにより、当連結会計年度の営業利益及び経常利益がそれぞれ15百万円増加しているが、税金等調整前当期純利益に影響はない。

6. 表示方法の変更

（連結損益計算書）

会社計算規則の改正に伴い、当連結会計年度より連結損益計算書において「少数株主損益調整前当期純損失」の科目を表示する方法に変更している。

7. 追加情報

会社計算規則の改正に伴い、当連結会計年度より連結貸借対照表及び連結株主資本等変動計算書における「評価・換算差額等」は「その他の包括利益累計額」として表示する方法に変更している。

連結計算書類に関する注記事項

〔連結貸借対照表に関する注記事項〕

1. 投資有価証券のうち非連結子会社及び関連会社に対する金額

投資有価証券（株式）	3,603百万円
------------	----------
2. 担保に供している資産

有価証券	20百万円
当該資産は、宅地建物取引業法に基づく営業保証金として法務局に供託している。	
投資有価証券	2,427百万円
当該資産は、短期借入金366百万円の担保に供している。	
3. 受取手形裏書譲渡高 345百万円
4. 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と当座貸越契約等を締結している。
当連結会計年度末における当座貸越契約等に係る借入金未実行残高等は次のとおりである。

当座貸越限度額等	9,700百万円
貸出実行残高	8,500
差引額	1,200
5. 損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示を行っている。損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金のうち、工事損失引当金に対応する額はない。

〔連結損益計算書に関する注記事項〕

1. 完成工事原価に含まれる工事損失引当金戻入額 62百万円
2. 一般管理費及び当期製造費用に含まれている研究開発費 302百万円

〔連結株主資本等変動計算書に関する注記事項〕

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増	加	減	少	当連結会計年度末
普通株式	182,025,228株		一株		一株	182,025,228株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増	加	減	少	当連結会計年度末
普通株式	17,538,415株		776株		一株	17,539,191株

(注)増加は単元未満株式の買取によるものである。

〔金融商品に関する注記事項〕

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針である。デリバティブは、ヘッジ目的のものに限定し、投機的な取引は行わない方針である。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形・完成工事未収入金等は、顧客の信用リスクに晒されている。当該リスクに対して、社内規程に従い、取引先の信用調査を行い、取引先別に回収期日管理及び残高管理を行うと共に、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っている。また、緊急時の体制及び対応についてマニュアル化し、その影響額を最小限に抑える体制をとっている。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されているが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が取締役会に報告されている。

営業債務である支払手形・工事未払金等は、そのほとんどが1年以内の支払期日である。

借入金には主に営業取引に係る資金調達である。借入金の調達方法として、複数の金融機関と当座貸越契約等を締結しており、現在の借入額に加えて将来における借入実行可能な与信枠を確保している。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っている。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されているが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理している。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれている。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもある。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めていない。（注2）参照）

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金預金	3,969	3,969	—
(2) 受取手形・完成工事未収入金等	21,392	21,392	—
(3) 有価証券及び投資有価証券	2,850	8,582	5,733
資産計	28,211	33,943	5,733
(1) 支払手形・工事未払金等	14,852	14,852	—
(2) 短期借入金	9,481	9,481	—
負債計	24,333	24,333	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっている。

(2) 受取手形・完成工事未収入金等

これらは概ね短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっている。

(3) 有価証券及び投資有価証券

時価の算定方法は、取引所の価格によっている。

負 債

(1) 支払手形・工事未払金等、並びに(2)短期借入金

これらは概ね短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっている。

(注2) 非上場株式(連結貸借対照表計上額2,405百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)有価証券及び投資有価証券」には含めていない。

[1株当たり情報に関する注記事項]

1株当たりの純資産額	76円 45銭
1株当たりの当期純損失	0円 27銭

[重要な後発事象]

該当事項なし。

貸借対照表

(平成23年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	百万円	(負債の部)	百万円
流動資産	27,633	流動負債	28,291
現金預金	3,246	支払手形	2,986
受取手形	1,581	工事未払金	11,361
完成工事未収入金	18,216	兼業事業未払金	115
兼業事業未収入金	231	短期借入金	9,450
有価証券	20	リース債	64
未成工事支出金	473	未払金	547
販売用不動産	667	未払法人税等	53
材料貯蔵品	66	未払消費税等	529
関係会社短期貸付金	520	未成工事受入金	1,562
未収入金	1,459	預り金	1,121
繰延税金資産	825	完成工事補償引当金	23
その他の	500	賞与引当金	197
貸倒引当金	△172	受注工事損失引当金	44
固定資産	12,624	災害損失引当金	52
有形固定資産	2,618	その他の	186
建物及び構築物	221	固定負債	1,208
機械装置及び運搬具	108	リース債	183
工具、器具及び備品	661	退職給付引当金	1,011
土地	1,399	その他の	15
リース資産	229	負債合計	29,500
無形固定資産	348	(純資産の部)	
ソフトウェア	342	株主資本	10,733
その他の	6	資本剰余金	5,000
投資その他の資産	9,658	資本剰余金	2,472
投資有価証券	1,608	資本準備金	2,472
関係会社株式	3,228	その他資本剰余金	0
長期貸付金	673	利益剰余金	4,278
従業員に対する長期貸付金	93	その他利益剰余金	
関係会社長期貸付金	2,400	配当準備積立金	221
破産更生債権等	930	固定資産圧縮積立金	35
長期前払費用	2	別途積立金	4,524
敷金保証金	332	繰越利益剰余金	△503
繰延税金資産	1,837	自己株式	△1,018
長期営業外未収入金	479	評価・換算差額等	25
その他の	281	その他有価証券評価差額金	25
貸倒引当金	△2,205	純資産合計	10,757
資産合計	40,257	負債・純資産合計	40,257

損 益 計 算 書

(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)

科 目	金	額
売 上 高	百万円	百万円
完成工事高	43,878	
兼業事業売上高	3,835	47,713
売 上 原 価		
完成工事原価	40,577	
兼業事業売上原価	2,053	42,630
売 上 総 利 益		
完成工事総利益	3,300	
兼業事業総利益	1,782	5,083
販売費及び一般管理費		6,013
営業外収益		930
受取利息及び配当	143	
業務受託	402	
特許実施収入	49	
その他	94	689
営業外費用		
支払利息	183	
支払保証料	27	
為替差損	9	
その他	35	253
経 常 損 失		495
特別利益		
固定資産売却益	16	
投資有価証券売却益	41	
貸倒引当金戻入	213	
その他	12	282
特 別 損 失		
固定資産除却損	8	
貸倒引当金繰入	4	
特別退職金	230	
減損	21	
災害による損	99	
その他	18	379
税 引 前 当 期 純 損 失		593
法人税、住民税及び事業税	57	
法人税等調整額	△35	
法人税等合計		22
当期純損失		615

株主資本等変動計算書

(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)

(百万円)

	株 主 資 本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金		
平成22年3月31日残高	5,000	2,472	0	2,472	4,893	△1,018	11,347
当期純損失	—	—	—	—	△615	—	△615
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—	—	—	—	—	—
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△0	△0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	△615	△0	△615
平成23年3月31日残高	5,000	2,472	0	2,472	4,278	△1,018	10,733

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
平成22年3月31日残高	79	79	11,427
当期純損失	—	—	△615
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—	—
自己株式の取得	—	—	△0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△55	△55	△55
事業年度中の変動額合計	△55	△55	△669
平成23年3月31日残高	25	25	10,757

その他利益剰余金の内容

	配当準備 積立金	固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	その他利益 剰余金合計
平成22年3月31日残高	221	46	4,524	102	4,893
当期純損失	—	—	—	△615	△615
固定資産圧縮積立金の取崩	—	△10	—	10	—
自己株式の取得	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	—	△10	—	△605	△615
平成23年3月31日残高	221	35	4,524	△503	4,278

個別注記表

継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況
該当事項はない。

重要な会計方針

1. 重要な資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの…期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により
処理し、売却原価は移動平均法により算定している。）

時価のないもの…移動平均法による原価法

(2) たな卸資産

未成工事支出金等…個別法による原価法

販売用不動産…個別法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

材料貯蔵品…移動平均法又は先入先出法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額
法）によっている。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっている。

小額減価償却資産は、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、各事業年度に一括し
て3年間で均等償却している。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっている。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっている。

また、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法
を採用している。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

3. 重要な引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。

(2) 完成工事補償引当金

完成工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、将来の見積補償額を計上している。

(3) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に備えるため、支給見積額を計上している。

(4) 受注工事損失引当金

受注工事の損失に備えるため、期末受注残高のうち、工事原価の発生見込額が受注金額を超過する請負工事について、その超過額が合理的に見積可能となったものについてその超過見込額を計上している。

(5) 災害損失引当金

東日本大震災により被災した資産の復旧等に要する支出に備えるため、当事業年度末における見積額を計上している。

(6) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

過去勤務債務は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理している。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9～14年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理している。

4. 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上は、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用している。

なお、工事進行基準によった完成工事高は37,794百万円である。

5. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理は、税抜方式によっている。

6. 会計方針の変更

（資産除去債務に関する会計基準等の適用）

当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用している。

これにより、当事業年度の営業損失及び経常損失がそれぞれ15百万円減少しているが、税引前当期純損失に影響はない。

計算書類に関する注記事項

〔貸借対照表に関する注記事項〕

1. 担保に供している資産

有価証券 200百万円

当該資産は、宅地建物取引業法に基づく営業保証金として法務局に供託している。

関係会社株式 2,000百万円

当該資産は、短期借入金366百万円の担保に供している。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 13,349百万円

3. 関係会社に対する短期金銭債権 633百万円

関係会社に対する短期金銭債務 1,882百万円

関係会社に対する長期金銭債務 10百万円

4. 損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示を行っている。損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金のうち、工事損失引当金に対応する額はない。

〔損益計算書に関する注記事項〕

1. 関係会社との取引高

売 上 高 205百万円

仕 入 高 3,928百万円

販売費及び一般管理費 324百万円

営業取引以外の取引高 582百万円

2. 完成工事原価に含まれる工事損失引当金戻入額 62百万円

3. 一般管理費及び当期製造費用に含まれている研究開発費 282百万円

〔株主資本等変動計算書に関する注記事項〕

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増 加	減 少	当事業年度末
普通株式	17,538,415株	776株	一株	17,539,191株

(注) 増加は単元未満株式の買取によるものである。

〔税効果会計に関する注記事項〕

繰延税金資産

貸倒引当金	638百万円
販売用不動産等評価損	494百万円
退職給付引当金	411百万円
固定資産評価損	341百万円
投資有価証券評価損	399百万円
確定拠出年金移行に伴う未払金	121百万円
繰越欠損金	5,193百万円
その他	267百万円
繰延税金資産小計	7,865百万円
評価性引当額	△5,175百万円
繰延税金資産合計	2,690百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△4百万円
固定資産圧縮積立金	△24百万円
繰延税金負債合計	△28百万円
繰延税金資産の純額	2,662百万円

〔リースにより使用する固定資産に関する注記事項〕

1. 所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

主として、ブロック事業部門の工具及び本社部門における事務機器（器具及び備品）である。

② リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりである。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額 相 当 額	期末残高相当額
機械装置及び運搬具	36百万円	29百万円	7百万円
工具、器具及び備品	44百万円	32百万円	12百万円
合 計	80百万円	61百万円	19百万円

(2) 未経過リース料期末残高相当額

1年内	130百万円
1年超	80百万円
合計	220百万円

③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	280百万円
減価償却費相当額	240百万円
支払利息相当額	200百万円

④ 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

⑤ 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっている。

〔関連当事者との取引に関する注記事項〕

子会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権の所有割合
子会社	㈱ソイルテクニカ	東京都中央区	150百万円	基礎地盤改良工事の設計、施工並びにコンサルタント業	所有 直接100%

関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員の兼任等	事業上の関係				
—	建設事業における施工協力	建設工事の発注、建設機械の賃借	3,133百万円	支払手形 工事未払金	695百万円 488百万円
		業務の受託	402百万円	未収入金	391百万円
		貸付金の回収	200百万円	短期貸付金 長期貸付金	500百万円 2,400百万円
		貸付金の利息	90百万円	—	—

- (注) 1. 建設工事の発注については、見積価格の提示を受け、交渉の上決定しており、支払条件は一般取引先と同様である。
 2. 業務の受託については、当社が受託する業務内容を勘案して協議の上決定している。
 3. 資金の貸付については、貸付利率は市場金利を勘案して合理的に決定している。

〔1株当たり情報に関する注記事項〕

- | | |
|----------------|---------|
| 1. 1株当たりの純資産額 | 65円 40銭 |
| 2. 1株当たりの当期純損失 | 3円 74銭 |

〔重要な後発事象〕

重要な後発事象はない。

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成23年5月17日

株式会社不動テトラ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	落 合 操	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	草 野 和 彦	Ⓔ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社不動テトラの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社不動テトラ及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成23年 5 月17日

株式会社不動テトラ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	落 合	操	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	草 野	和 彦	Ⓔ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社不動テトラの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第65期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第65期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部統制管理部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社、本支店及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、主な子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監査するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成23年5月20日

株式会社不動産トラ 監査役会

常勤監査役 吉 川 文 夫 ㊞

常勤監査役 伊 藤 清 ㊞

社外監査役 浅 田 永 治 ㊞

社外監査役 植 村 公 彦 ㊞

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

平成23年7月1日をもって、登記上の本店所在地を東京都中央区に変更することに伴い、現行定款第3条に所要の変更を行うとともに、附則を新設するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分が変更箇所であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(本店の所在地) 第3条 当会社は、本店を<u>大阪市</u>に置く。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(本店の所在地) 第3条 当会社は、本店を<u>東京都中央区</u>に置く。</p> <p><u>附則</u> <u>第3条 (本店の所在地) の変更は、平成23年7月1日をもってその効力を生ずる。</u> <u>なお、本附則は、効力発生日後、削除する。</u></p>

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	竹 原 有 二 (昭和25年7月31日生)	<p>昭和48年3月 当社入社</p> <p>平成15年5月 当社ジオ・エンジニアリング事業本部 副本部長</p> <p>平成15年6月 当社執行役員</p> <p>平成16年4月 当社代表取締役、執行役員副社長、ジ オ・エンジニアリング事業本部長</p> <p>平成18年3月 当社土木事業本部長</p> <p>平成18年6月 当社取締役</p> <p>平成21年6月 当社内部統制担当 兼 技術開発担当 兼 安全環境本部管掌</p> <p>平成22年6月 当社代表取締役社長（現任）、建設本 部長</p>	60,823株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	小川 明 (昭和24年2月2日生)	平成8年7月 新日本製鐵(株)九州支店副支店長(エンジニアリング事業担当) 平成13年7月 ジャパンデベロプメント(株)代表取締役社長 平成16年2月 日本大陸棚調査(株)専務取締役 平成19年5月 当社専務執行役員 平成19年6月 当社取締役(現任)、大阪地区社長業務代行 平成22年6月 当社執行役員副社長(現任)、管理本部長(現任)	19,348株
3	松岡 道男 (昭和26年9月10日生)	昭和52年4月 日本テトラポッド(株)入社 平成14年6月 (株)テトラ テトラ総合技術研究所長 平成17年4月 (株)テトラ執行役員 平成18年10月 当社執行役員、ブロック環境事業本部長 平成19年6月 当社ブロック環境事業本部副本部長 平成20年6月 当社技術開発統轄部長 平成22年6月 当社取締役(現任)、常務執行役員(現任)、ブロック環境事業本部長(現任)	8,609株
※4	佐々木 耕二 (昭和26年2月12日生)	昭和49年3月 当社入社 平成12年2月 当社ジオ・エンジニアリング事業本部第一事業部東北事業所長 平成18年3月 当社執行役員、九州支店長 平成19年10月 当社建設本部営業統轄部長 平成20年6月 当社常務執行役員(現任)、東京本店長 平成23年4月 当社土木事業本部長 兼 安全環境本部長(現任)	20,533株
※5	奥田 眞也 (昭和30年1月9日生)	昭和55年3月 当社入社 平成19年10月 当社東京本店副本店長 兼 第一営業部長 平成20年6月 当社執行役員 平成21年5月 当社建設本部地盤事業部長 平成22年6月 当社常務執行役員(現任) 平成23年4月 当社地盤事業本部長(現任)	6,424株

- (注) 1. ※は新任候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 所有する当社株式の数には、役員持株会の持分が含まれています。

第3号議案 監査役2名選任の件

本総会の終結の時をもって、監査役伊藤 清、植村公彦の両氏は任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
※1	佐藤 弘和 (昭和27年6月6日生)	昭和51年4月 日本テトラポッド(株)入社 平成15年4月 (株)テトラ営業本部営業総括部長 平成17年4月 (株)テトラ執行役員、北陸支店長 平成18年10月 当社執行役員(現任)、北陸支店長 平成20年6月 当社安全環境本部長 平成22年6月 当社九州支店長 平成23年4月 当社社長付(現任)	24,524株
2	植村 公彦 (昭和33年11月15日生)	昭和62年4月 弁護士登録(大阪弁護士会)、御堂筋法律事務所(現弁護士法人御堂筋法律事務所)入所現在に至る 平成19年6月 当社監査役(現任) (重要な兼職の状況) 弁護士法人御堂筋法律事務所社員	0株

- (注)1. ※は新任候補者であります。
- 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 候補者植村公彦氏は、社外監査役候補者であります。
 - 弁護士として専門的な知見および実務経験を有することなどを総合的に勘案し、職務を適切に遂行できると判断したため、植村公彦氏を社外監査役候補者といたしました。
 - 当社は、平成19年8月に、過年度における新潟市発注の下水道推進工事に係る独占禁止法違反事件について、公正取引委員会へ同意審決を申し出ることにより排除措置命令を受け、同年11月に国土交通省から建設業法の規定に基づき15日間の営業停止処分を受けております。候補者植村公彦氏は、社外監査役としての立場から、コンプライアンス体制の強化および再発防止のための助言や再発防止策の監査を行っております。
 - 候補者植村公彦氏が、非常勤監査役として在任しておりました(株)アクセスにおいて、平成18年度(平成19年3月期)に、同社の代表取締役が、外注費名目による実体を伴わない支払いを取引先に対してなし、それが旧経営者に流れるとの法令違反行為がありました。当時、候補者植村公彦氏は、同社の非常勤監査役として、取締役会および監査役会に出席するとともに、定期的に代表取締役および内部監査人と面談し、常勤監査役と連携しながら取締役の業務執行の監督に努めておりましたが、上記事実を発見するに至りませんでした。上記事実が発覚した時点で、候補者植村公彦氏は同社の監査役を退任しておりましたが、同社のガバナンス体制、コンプライアンス体制の再構築に関わるとともに、同社が被害回復を果たすにつき、旧経営者に働きかけることによって、その実現に協力いたしました。
 - 候補者植村公彦氏は、現に当社の社外監査役であり、その就任してからの年数は、本総会の終結の時をもって4年であります。
 - 所有する当社株式の数には、役員持株会の持分が含まれております。
 - 当社は、現行定款第36条第2項に基づき、候補者植村公彦氏との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。その契約の内容の概要は、「社外監査役が任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合は、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として当社に対し損害賠償責任を負う。」というものであります。また、候補者植村公彦氏が原案どおり選任された場合には、当該契約を継続する予定であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め社外監査役浅田永治氏および第3号議案のご承認を条件として就任する社外監査役植村公彦氏の補欠の社外監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

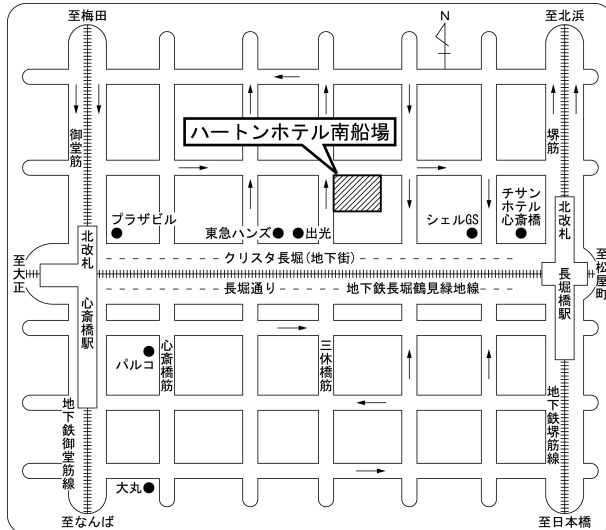
補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
中津伸一 (昭和25年12月15日生)	平成3年11月 新日本製鐵(株)販売総括部販売調整室長 平成11年4月 同社営業総括部部长 平成13年4月 同社鋼管事業部鋼管営業部長 平成17年4月 同社参与、業務プロセス改革推進部長 平成17年6月 同社取締役、業務プロセス改革推進部長 平成18年6月 同社執行役員、業務プロセス改革推進部長 平成19年4月 同社建材事業部長兼鋼管事業部長 平成21年4月 同社社長付 平成21年6月 同社非常勤顧問(現任) 平成22年6月 当社補欠監査役(現任)	0株

- (注)1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。また、候補者は、社外監査役の要件を満たしております。
2. 候補者は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 候補者は、略歴のとおり、企業の役員を歴任されており、企業経営について、豊富な経験を有すること等を総合的に勘案し、補欠の社外監査役候補者といたしました。
4. 新日本製鐵(株)における取締役在任期間は、平成17年6月から同18年6月までですが、新日本製鐵(株)は、平成19年12月3日に公正取引委員会から、高圧・中圧ガス導管工事の受注に関し独占禁止法に違反する行為があったとして課徴金の納付命令を受けたという事実があります。なお排除措置命令は受けておりません。
(参考) 上記の件に関する公正取引委員会の認定実行期間は、平成15年4月～平成18年7月
5. 当社は、定款第36条第2項において、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定めております。これにより当社は、候補者との間で監査役就任時に、当該責任限定契約を締結する予定であります。その契約の内容の概要は、「社外監査役が任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合は、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として当社に対し損害賠償責任を負う。」というものであります。

以上

株式会社不動テトラ第65期定時株主総会会場案内略図



場 所 大阪市中央区南船場二丁目12番22号
ハートンホテル南船場 2階 サイプレスの間
TEL (06) 6251-2111

交通機関 地下鉄御堂筋線 心斎橋駅A階段 クリスタ長堀北5号出口より徒歩1分